

脳ドック受診料助成事業交付要綱

令和 2年 3月24日 制 定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

（目的）

第1条 近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加傾向にあり、特に脳疾患は、大きな割合を占めていることから、脳疾患に起因する重大交通事故を未然に防止し、トラック輸送の安全確保につなげる事を目的として、会員事業者が選任運転者（以下「運転者」という。）に対して実施する脳ドッグの受診料の一部を助成する。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、兵ト協会員の県内事業所に在籍している運転者とし、当該年度に受診し、支払いをしたもの。

（助成対象検査）

第3条 医療機関等が実施する脳ドッグで「頭部MR I」と「頭部MRA」のセット受診とする。ただし、保険診療のMR検査は助成対象としない。

（交付額及び上限人数）

第4条 受診料に係る交付額は、受診料の2分の1で、上限を12,000円とする。又、1会員あたりの助成上限人数は5名とする。

（助成金申請書の提出及び受付期間等）

第5条 会員は、事業の完了後速やかに「脳ドック受診助成金交付申請書（様式1）」に「脳ドック受診者名簿（様式2）」及び受診料の支払いが確認できる書類（請求書の写し及び領収書の写し等）を添付し、兵ト協に提出する。

2 兵ト協の申請期日は、別に定める。ただし、助成限度額（予算）に達した場合は、締切日前であっても、受付を終了する。

（助成金の交付）

第6条 兵ト協は、前条の「脳ドック受診助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し、内容が適正と認められたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和2年4月1日から適用する。